

第二期中津川市子ども・子育て支援事業計画

(令和 2 年度～令和 6 年度)

計画の進行管理と実施状況の報告について

令和 7 年 6 月 24 日

中津川市子ども・子育て会議資料

1. 趣 旨

- ・子ども・子育て支援事業計画では、人口推計、家庭類型、アンケートによる意向調査などの数値を踏まえて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や提供体制の「確保の内容」、「具体的な目標」等について定めています。
- ・第 2 期計画期間の終了に伴い、量の見込みと確保方策、目標等についての実績を別紙によりまとめました。以下は、実績報告の主要な部分について、計画の進行管理と実施状況の点検のため、中津川市子ども・子育て会議にて報告するものです。

2. 計画の進行管理と実施状況の報告

①教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期について

■中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画の策定（別紙 P1）

- ・令和 2 年度の計画策定後、民間との協働を図りながら、認定こども園化を含めて公立園の再編についての検討を図り、適正な集団生活の場の確保と未満児の受入れのニーズの確保を進めてまいりました。
- ・具体には、少子化が急速に進む中、教育委員会では、私立園や法人園、公立園の代表者にお集まりいただき、令和 2 年 7 月に「**幼児教育・保育施設の適正配置計画策定協議会**」を設置しました。協議会では、児童の適切な集団規模を確保するための施設配置の見直しや幼保一体化の検討を進めるとともに、運営面において民間と公立が担うべき部分の機能分担と効率化を図るための計画の検討を行いました。
- ・令和 3 年 5 月には「**中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画**」を策定しました。策定した計画は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間として、2 年に一度は計画について見直しを行うこととしました。この計画により、公立園の再編とこども園化を現在進めているところです。令和 3 年度には「**中津川市幼児教育・保育施設運営協議会**」を立ち上げて、計画についての進捗管理と審議を行っていただいています。

■保育ニーズ量の計画値と実績値について（別紙 P2～3）

- ・令和 2 年度の計画策定後、急速に少子化が進行し、出生児童数が減少しています。保育

ニーズ量（保育園入園希望の児童数）の実績については、令和6年度は1,381人で、当初計画で見込んだ1,680人を下回りました。しかしながら、満3歳未満児数の利用率は令和2年度の38.6%から令和6年度は52.4%と伸びており、高い保育利用率となりました。

- ・未満児保育のニーズについては、前述の中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画により保育の量の確保（受け入れ施設の適正配置化）を進めているところです。

②地域子ども・子育て支援事業（※）の実績について（抜粋）

（※）子ども・子育て支援法に定められた市町村が行う事業

■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターの運営）（別紙P4）

【概要】乳幼児とその保護者の交流を行う場所（子育て支援センター）を開設し、子育てについての相談、情報の提供や助言、その他の援助を行う事業。

【実績】令和2年度の子育て支援センターは市内5か所でしたが、令和3年度にセンター未設置地域の蛭川地区、令和4年度にやさか地区に新たな拠点を新設しました。また、令和5年度には、にぎわいプラザに開設していたセンターを、ひと・まちテラス3階に移転し、子育て家庭がより利用しやすい環境を整えました。

■妊産婦健康診査（別紙P5）

【概要】母子保健法第13条に基づく健康診査で、妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票14回分、産婦健康診査受診票2回分を交付し、健診費用の一部助成を行う。

【実績】妊娠初期から保健指導を重視し、令和6年度からは産婦健康診査の助成回数を2回としました。また妊娠中から関係機関と連携しながら伴走型支援を行うことで、より安心して出産・子育てができる環境を整えました。

■養育支援訪問事業（別紙P6）

【概要】養育支援が特に必要な家庭を保健師や家庭児童相談員が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。

【実績】子どもの養育が心配な家庭に、関係機関と連携しながら養育支援訪問を行いました。実績値については、令和2年度から、子ども家庭課内に専門の児童相談機関である子育て世代包括支援センターを設置したことから、健康医療課の保健師が行う訪問と、子ども家庭課の家庭児童相談員による訪問を分けて集計しています。健康医療課分の実績値は令和4年度から減少していますが、これは、支援サービス拡充のため、デイケア型や助産師等が家庭訪問するアウトリーチ型の産後ケア事業を開始し、産後ケア利用者が増加していることによるものです。

■保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業（別紙 P8～9）

【概要】保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業。

【実績】一時預かりを実施する園が増えたこと、令和 6 年度からはファミリー・サポート事業の体制強化を図ったことで、令和 6 年度の利用者数は延べ 1,507 人で計画策定時の見込み量の 741 人を大きく上回りました。リフレッシュ目的での利用も増えています。

■病児保育事業（別紙 P9～10）

【概要】病気や病気回復期の児童で、集団保育が難しく、保護者の就労等の理由により、家庭で保育ができない際に、一時的に保育施設で児童を預かる事業。

【実績】平成 30 年度に中津川市民病院敷地内に中津川市病児保育所「くりっこハウス」を開設後、市直営で運営していましたが、令和 6 年度から民間の保育事業所への運営委託に変更しました。委託事業所によるスタッフの増員や利用者目線でのサービス向上、病児保育予約システムの導入、利用料の現地支払いや、電子決済を可能としたこと、また、希望者への給食提供や、持ち物を最小限としたことなどにより、令和 6 年度の利用者数は前年度比 232%の増となりました。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（別紙 P10）

【概要】保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員（指導員）等のもと児童の健全育成を図る事業。

【実績】計画策定時の見込み量と比較し、利用児童の実績は著しく増加しました。利用児童の増加に伴い、待機児童を出さないために、各小学校区において、クラブ単位の増設や新設を行いました。今後も利用児童の増加が見込まれる学校区もあり、新たな施設や放課後児童支援員の確保が急務となっています。